

第 6 回

東日本大震災南三陸町震災復興計画策定会議

と き 平成 2 4 年 1 2 月 2 6 日 (水)

午後 1 時～

ところ 南三陸町役場 2 階大会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶 南三陸町長 佐藤 仁

3 委員長挨拶 大泉委員長

4 会 議 ① 事業の進捗状況と課題について
② 町全域の被災集落の移転跡地利用計画に対する考え方について

5 事務連絡

6 閉 会

① 事業の進捗状況と課題について

1. 事業進捗状況について

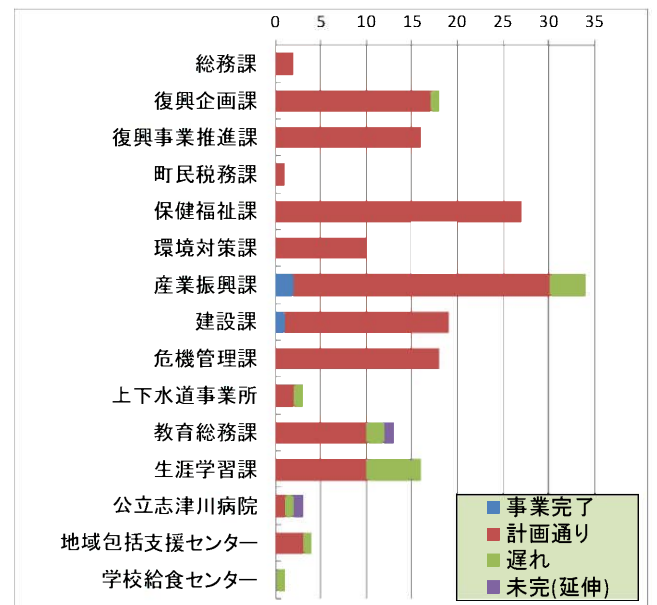
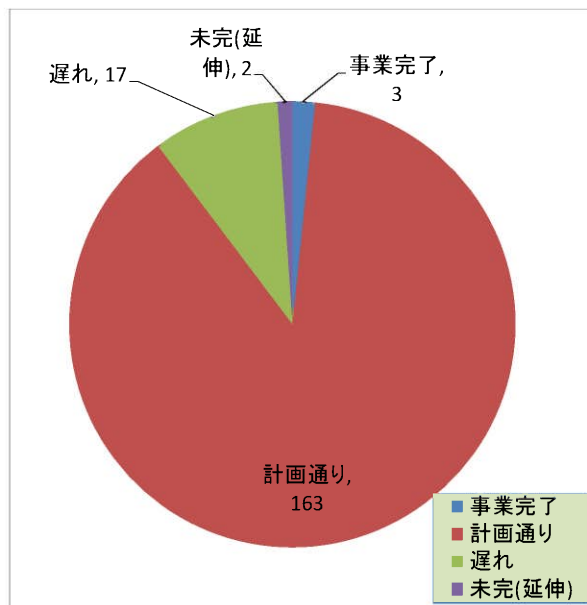
○復興計画には、259 事業が計画されているが、これまでに完了した事業は 14 件、計画通りに進捗している事業は 163 件となっている。

○また、遅れが 17 件、未完（延伸）が 2 件となっており、概ね計画に則した進捗となっている。

表－1 事業進捗一覧

■課別内訳(復興計画全体) (目標Ⅰ～Ⅲ)

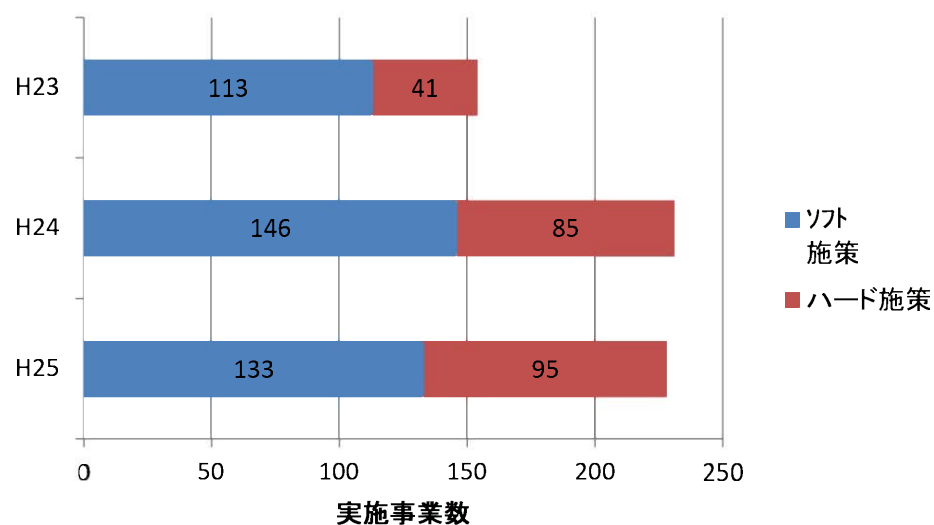
部署	事業完了	計画通り	遅れ	未完(延伸)	H23年度にて事業完了	H24年度事業計画なし	重点事業課題と同様	合計
総務課	0	2	0	0	1	0	0	3
復興企画課	0	17	1	0	1	1	7	27
復興事業推進課	0	16	0	0	0	3	2	21
町民税務課	0	1	0	0	0	0	0	1
保健福祉課	0	27	0	0	4	1	5	37
環境対策課	0	10	0	0	1	1	0	12
産業振興課	2	28	4	0	2	2	10	48
建設課	1	18	0	0	0	3	0	22
危機管理課	0	18	0	0	0	7	6	31
上下水道事業所	0	2	1	0	0	1	3	7
教育総務課	0	10	2	1	0	1	2	16
生涯学習課	0	10	6	0	0	3	4	23
公立志津川病院	0	1	1	1	1	1	0	5
地域包括支援センター	0	3	1	0	1	0	0	5
学校給食センター	0	0	1	0	0	0	0	1
合計	3	163	17	2	11	24	39	259



*事業の進捗状況は、事業の各担当者の判断結果としている。

2. 事業実施状況の推移

- 平成 23 年度は 148 事業、平成 24 年度は 222 事業について実施、平成 25 年度は 220 事業が実施予定となっている。
- 実施事業の内訳をみると、平成 23 年度は補助金などのソフト事業が 113 件（76%）と多くを占めていたが年々減少傾向となり、逆に、ハード事業が平成 23 年度の 41 件（28%）から平成 25 年度では 95 件（43%）（予定）と増加しており、病院や災害公営住宅などの建築物の事業実施予定が反映されている。



図一 1 年次別の実施事業数の推移

*一つの事業で、ハード事業とソフト事業が重複して実施されるものは重複計上している。

3. 年次別目標別の事業実施状況

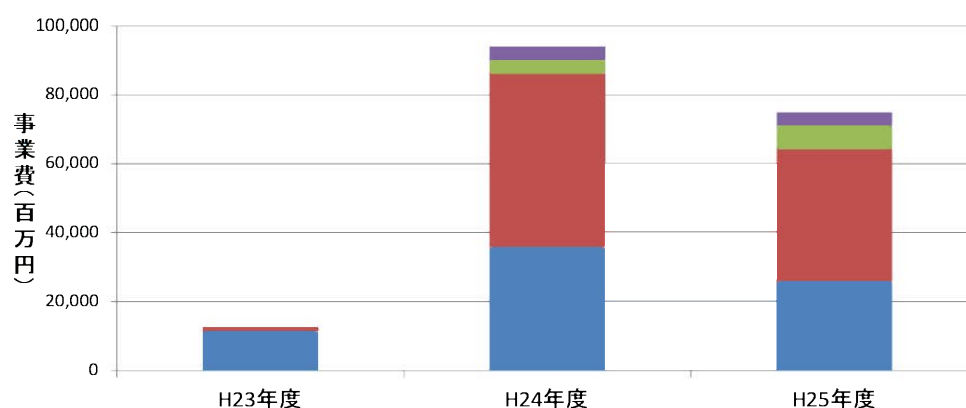
○事業費でみると、平成 23 年度では「目標 0：緊急対応すべき重点項目」の比率が圧倒的に高くなっていたが、平成 24 年度以降は「目標 I：安心して暮らし続けられるまちづくり」の比率が高くなっている。

○事業数で見ると、平成 23 年度では「目標 0：緊急対応すべき重点項目」「目標 I：安心して暮らし続けられるまちづくり」がほぼ同数であったが、平成 24 年度・25 年度になると「目標 I：安心して暮らし続けられるまちづくり」「目標 II：自然と共生するまちづくり」が多くなっている。

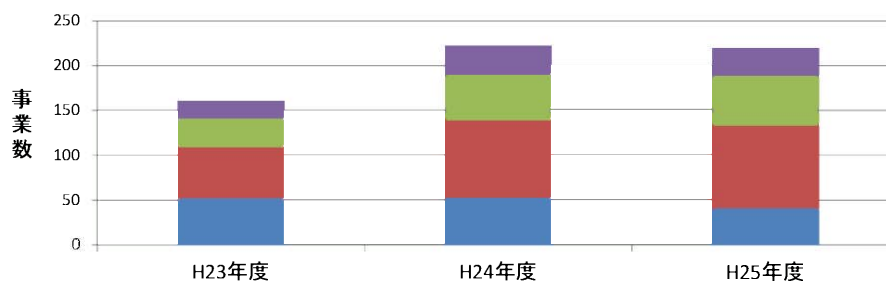
■目標別予算内訳(復興計画全体(目標Ⅰ～Ⅲ))

目標	H23年度		H24年度		H25年度	
	事業費	事業数	事業費	事業数	事業費	事業数
○. 緊急対応すべき重点項目	11,502	(52)	35,974	(53)	26,084	(41)
Ⅰ. 安心して暮らし続けられるまちづくり	791	(57)	50,119	(86)	38,073	(92)
Ⅱ. 自然と共生するまちづくり	204	(32)	4,058	(51)	7,030	(56)
Ⅲ. なりわいと賑わいのまちづくり	116	(20)	3,988	(33)	3,769	(31)
合計	12,614	(161)	94,139	(223)	74,956	(220)

単位:百万円



■ Ⅳ. 緊急対応すべき重点項目
 ■ Ⅰ. 安心して暮らし続けられるまちづくり
 ■ Ⅱ. 自然と共生するまちづくり
 ■ Ⅲ. なりわいと賑わいのまちづくり

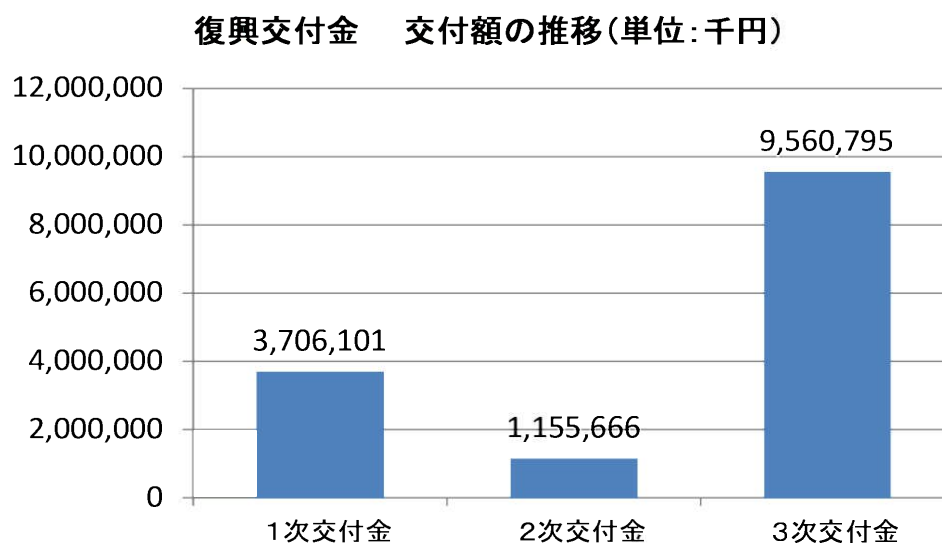


図一 3 年次別の実施事業の内訳

*一つの事業で、複数の目標に該当するものは重複計上している。

4. 復興交付金事業の概要

- これまで、第1次から第3次までの交付金が申請されており、高台移転関連事業・漁港関連事業等の事業を中心に交付がされている。
- これまで交付された交付金の総額に対する内訳は、1次交付金 27%、2次交付金 8%、3次交付金 65%となっている。
- また、3次交付金では「水産加工場等施設整備事業」といった産業再生に関する交付金事業も見られている。



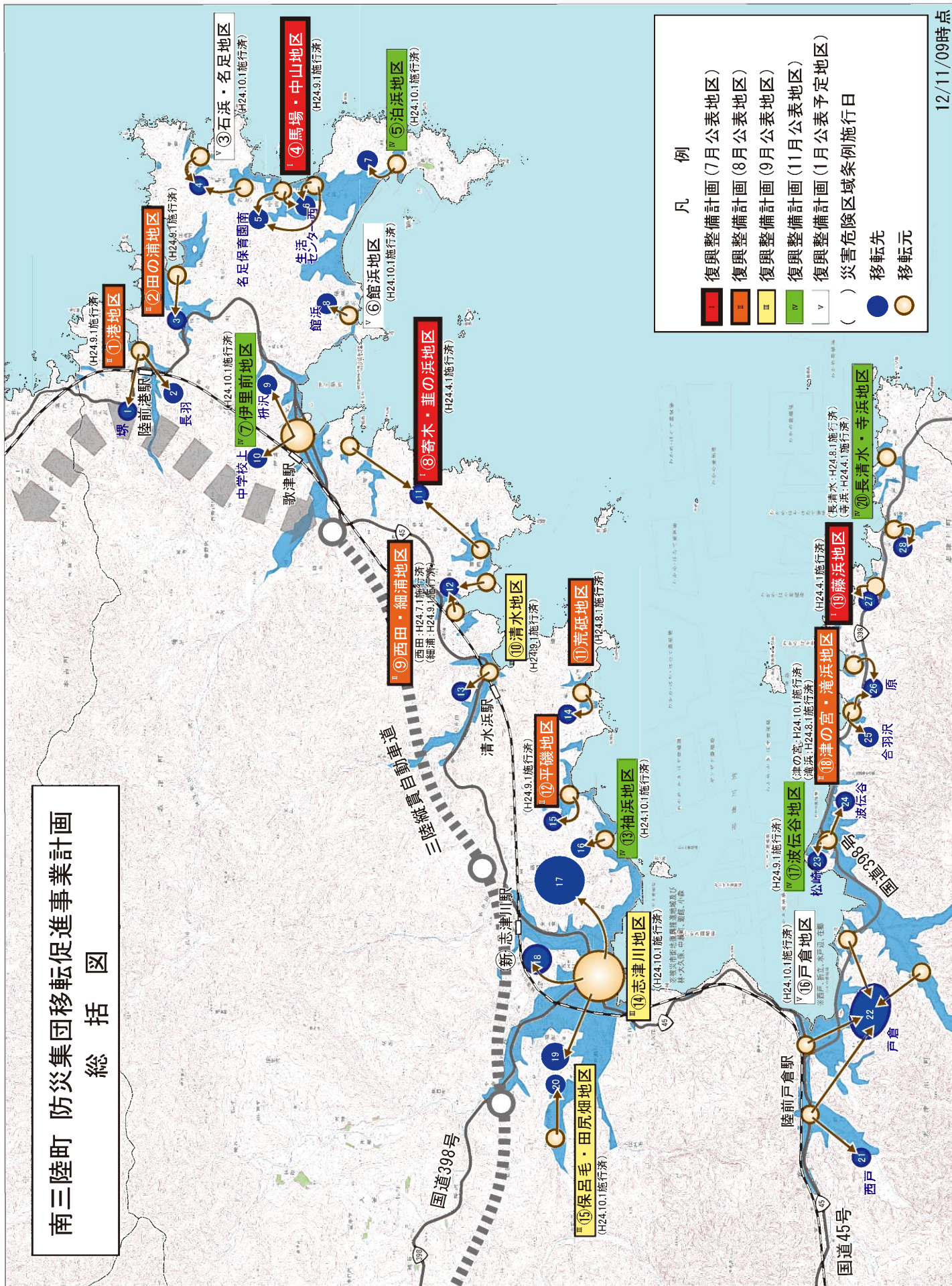
図一 4 復興交付金の内訳

表－２ 交付金事業一覧

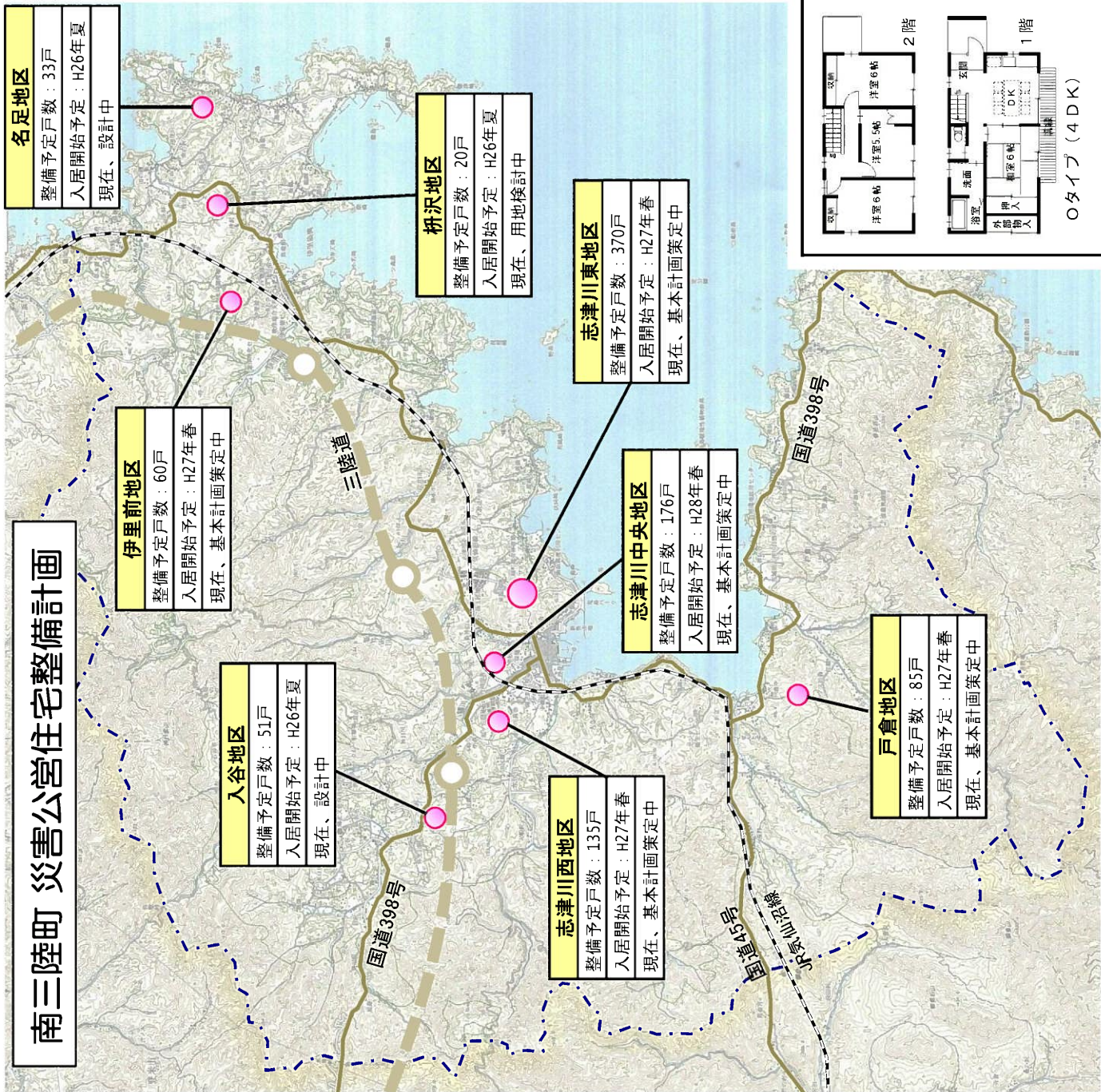
No	申請次	事業名	基・効区分	所管	事業費(千円) (今年度交付対象)	交付金 合計(千円)
1	1	集落高台移転計画策定事業	基幹	国土交通省	1,834	1,375
2	1	埋蔵文化財発掘調査事業	基幹	文部科学省	12,000	9,000
3	1	住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)	基幹	国土交通省	1,890,360	1,417,770
4	1	復興まちづくり協議会運営支援事業	基幹	国土交通省	10,000	6,666
5	1	復興まちづくり総合支援事業(都市防災総合支援事業)	基幹	国土交通省	90,000	67,500
6	1	集落高台移転計画策定事業(防災集団移転促進事業)	基幹	国土交通省	2,926,367	2,194,775
7	1	集落高台移転事業(歌津地区)	基幹	国土交通省	7,500	6,562
8	1	集落高台移転事業(戸倉地区)	基幹	国土交通省	1,890	1,653
9	1	防犯灯整備事業	効果促進	国土交通省	1,000	800
小 計					4,940,951	3,706,101
10	2	災害公営住宅整備事業(入谷)	基幹	国土交通省	3,737	3,269
11	2	災害公営住宅整備事業(名足)	基幹	国土交通省	3,078	2,693
12	2	津波復興拠点整備事業(東地区)	基幹	国土交通省	59,900	44,925
13	2	津波復興拠点整備事業(中央地区)	基幹	国土交通省	59,900	44,925
14	2	都市再生事業計画案作成事業	基幹	国土交通省	254,000	190,500
15	2	集落高台移転事業(馬場・中山)	基幹	国土交通省	60,000	52,500
16	2	漁港集落防災機能強化調査事業	効果促進	農林水産省	125,545	100,436
17	2	漁港施設機能強化事業(港)	基幹	農林水産省	19,951	14,963
18	2	漁港施設機能強化事業(田ノ浦)	基幹	農林水産省	20,388	15,291
19	2	漁港施設機能強化事業(ばなな)	基幹	農林水産省	43,601	32,700
20	2	漁港施設機能強化事業(寄木)	基幹	農林水産省	12,815	9,611
21	2	漁港施設機能強化事業(葦の浜)	基幹	農林水産省	24,367	18,275
22	2	漁港施設機能強化事業(清水)	基幹	農林水産省	13,276	9,957
23	2	漁港施設機能強化事業(荒砥)	基幹	農林水産省	17,384	13,038
24	2	漁港施設機能強化事業(平磯)	基幹	農林水産省	12,905	9,678
25	2	漁港施設機能強化事業(津の宮)	基幹	農林水産省	18,683	14,012
26	2	漁港施設機能強化事業(藤浜)	基幹	農林水産省	3,714	2,785
27	2	漁港施設機能強化事業(石浜)	基幹	農林水産省	18,153	13,614
28	2	漁港施設機能強化事業(稲淵)	基幹	農林水産省	20,916	15,687
29	2	漁港施設機能強化事業(館浜)	基幹	農林水産省	9,847	7,385
30	2	市街地復興効果促進事業(効果促進一括配分)	効果促進	国土交通省	674,278	539,422
小 計					1,476,438	1,155,666
31	3	災害公営住宅整備事業(入谷)	基幹	国土交通省	44,507	38,942
32	3	災害公営住宅整備事業(名足)	基幹	国土交通省	38,045	33,289
33	3	災害公営住宅整備事業(志津川地区)	基幹	国土交通省	8,862	7,754
34	3	道路事業(高台避難道路)	基幹	国土交通省	11,400	8,550
35	3	道路事業(復興拠点連絡道路)	基幹	国土交通省	55,200	41,400
36	3	津波復興拠点整備事業(東地区)	基幹	国土交通省	121,460	91,095
37	3	都市再生事業計画案作成事業(都市再生区画整理事業)	基幹	国土交通省	390,600	292,950
38	3	緊急防災空地整備事業(都市再生区画整理事業)	基幹	国土交通省	200,000	150,000
39	3	八幡川右岸土地利用計画策定業務	基幹	国土交通省	26,723	21,378
40	3	集落高台移転事業(防災集落移転促進)(寄木・葦の浜)	基幹	国土交通省	343,500	300,562
41	3	集落高台移転事業(防災集落移転促進)(藤浜)	基幹	国土交通省	47,390	41,465
42	3	集落高台移転事業(防災集落移転促進事業)(馬場・中山)	基幹	国土交通省	436,000	381,500
43	3	集落高台移転事業(防災集落移転促進事業)(港)	基幹	国土交通省	90,982	79,609
44	3	集落高台移転事業(防災集落移転促進事業)(田の浦)	基幹	国土交通省	128,472	112,413
45	3	集落高台移転事業(防災集落移転促進事業)(石浜)	基幹	国土交通省	29,000	25,375
46	3	集落高台移転事業(防災集落移転促進事業)(清水)	基幹	国土交通省	335,640	293,685
47	3	集落高台移転事業(防災集落移転促進事業)(荒砥)	基幹	国土交通省	33,066	28,932
48	3	集落高台移転事業(防災集落移転促進事業)(袖浜)	基幹	国土交通省	64,320	56,280
49	3	集落高台移転事業(防災集落移転促進事業)(志津川市街地)	基幹	国土交通省	4,559,880	3,989,895
50	3	集落高台移転事業(防災集落移転促進事業)(中瀬町)	基幹	国土交通省	302,400	264,600
51	3	集落高台移転事業(防災集落移転促進事業)(保呂毛・田尻畑)	基幹	国土交通省	67,560	59,115
52	3	集落高台移転事業(防災集落移転促進事業)(津の宮・滝浜)	基幹	国土交通省	94,800	82,950
53	3	集落高台移転事業(防災集落移転促進事業)(長清水)	基幹	国土交通省	89,760	78,540
54	3	水産加工場等施設整備事業	基幹	農林水産省	1,898,234	1,306,210
55	3	持続可能な海・山づくり事業	効果促進	農林水産省	2,000	1,600
56	3	サケの遡上する町づくり事業	効果促進	農林水産省	84,190	67,352
57	3	衛生管理型市場構想推進事業	効果促進	農林水産省	31,400	25,120
58	3	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業	基幹	環境省	38,088	28,566
59	3	市街地復興効果促進事業	効果促進	国土交通省	2,064,586	1,651,668
小 計					11,638,065	9,560,795
合 計					18,055,454	14,422,562

南三陸町 防災集団移転促進事業計画

総括図



南三陸町 災害公営住宅整備計画



【全体整備戸数】 930戸

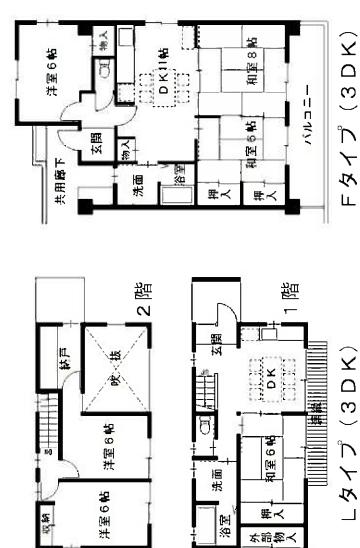
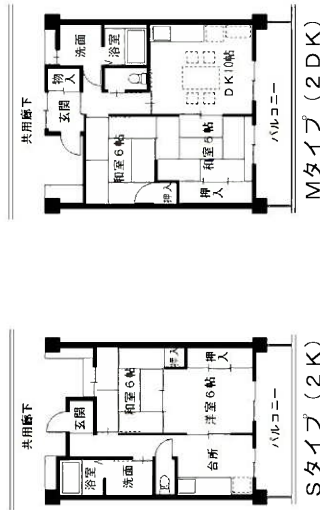
【型別供給計画】

集合住宅（鉄筋コンクリート造 3～5階建）			
Sタイプ	約40㎡（例2K）	135戸	
Mタイプ	約55㎡（例2DK）	377戸	
Fタイプ	約70㎡（例3DK）	251戸	
戸建、長屋建住宅（木造 1～2階建）			
Lタイプ	約70㎡（例3DK）	141戸	
Oタイプ	約80㎡（例4DK）	26戸	

【入居の条件】

- ・東日本大震災により住宅が全壊したが、又は半壊であって解体を余儀なくされた場合であること
- ・現在、仮設住宅（みなし仮設を含む）や親類宅等での生活を余儀なくされていること

【住戸プラン例】



12/11/09時点

5. 復興事業進捗における課題

～まちづくりが進捗するなかでの復興計画の課題～

○これまでの目標：住まいは高台

- ・復興計画は、「住まいは高台」という考えのもと、居住地を高台に整備するという新しいまちづくりを提案してきた。



○これからの目標：高台でどのように暮らし、平地部でどのようななりわいを営むのか

- ・策定から1年が経過し、防災集団移転促進事業など、高台移転事業が進捗するなか、町民の願いは高台に移転することから、そこでどのように暮らし、なりわいを営んでいくのかが最重要の関心事となっている。

目標別の今後の主要な課題を以下に示す。

■目標1：安心して暮らし続けられるまち

- 広大な低平地部市街地（産業ゾーン、商業・観光ゾーン、施設誘致ゾーン）の利活用、土地利用計画の実現
- 維持管理も含めた公園・緑地ゾーンの整備検討
- 漁業集落等浜浜の土地利用計画の早期検討
- 高台移転の実態に即したコミュニティの再編と計画的な公共施設整備の検討
- 高台移転等にもなう公共交通や福祉等行政サービスにける復興のロードマップに即した対応

■目標2：自然と共生するまちづくり

- 産業の活性化による環境改変への配慮や衛生対応、エネルギー問題への対応等エコタウンの実現
- 海と山の恩恵を十分に活用するための自然への徹底した配慮や高台での暮らしづくりへの対応
- ふるさとを伝える人づくりの仕組みや場の確保、コミュニティが再編されるなかでの後継者等人材育成

■目標３：なりわいと賑わいのまちづくり

- 漁業とともに、農業及び観光を中心とした産業再生の早期実現
- 観光商業の拠点として吸引力のある「道の駅」等の早期整備、観光施設再生支援の継続実施
- 仮設商店街から本設整備、高台での商業施設等、多様な商業環境整備
- 新産業の創出や外部企業誘致に向けた受け皿体制づくり

目 次

1. 志津川地区復興事業進捗状況

- 1-1 志津川地区土地利用計画図
- 1-2 事業スケジュール(予定)

2. 志津川地区の課題について

- 2-1 高台の課題
- 2-2 土地区画整理事業の課題
- 2-3 公園整備の課題

志津川地区土地利用計画図（平成24年12月時点）

西地区

- ◆整備予定住宅戸数
防集戸建 50戸
災害公営 135戸

津波復興拠点整備事業
A=17.4ha
H24.9 都市計画決定

防災集団移転促進事業
志津川西団地(A=8.6ha)
H24.9 国土交通省大臣同意

国道398号
H24.9 都市計画決定

震災復興折舎公園
A=23.7ha (接計中)
H25年 都市計画決定予定

県道志津川登米線
H24.9 都市計画決定

国道45号
H24.9 都市計画決定

津波復興拠点整備事業
A=14.3ha
H24.8 都市計画決定

津波復興拠点整備事業
A=10.1ha
H24.8 都市計画決定

被災市街地復興土地区画整理事業
A=60.2ha
H24.9 都市計画決定

東地区

- ◆整備予定住宅戸数
防集戸建 200戸
災害公営 370戸
- ◆整備予定公益施設
町役場・病院・ケアセンター等

中央地区

- ◆整備予定住宅戸数
防集戸建 150戸
災害公営 176戸
- ◆整備予定公益施設
駅前広場(交通ターミナル)・子育て拠点施設等

凡	例	土地利用
		居住ゾーン
		居住ゾーン(公営住宅)
		公共施設ゾーン
		水産業ゾーン
		商業・観光ゾーン
		公園・緑地ゾーン
		産業ゾーン
		農業・水産ゾーン
		法面
		調整池



1-2 事業スケジュール(予定)

＜津波復旧拠点整備事業、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業＞

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	10 ～ 34	34 ～ 34	34 ～ 34	34 ～ 34
東地区	設計 手続き等	3月 事業認可(予定)	基盤施設工事・災害公営住宅建築等	住宅団地(防集) 住宅建設可能 災害公営住宅 順次入居
中央地区	設計 手続き等	6月 事業認可(予定)	基盤施設工事・災害公営住宅建築等	住宅団地(防集)住宅建設可能 H28年度春以降 災害公営住宅 順次入居
西地区	設計 手続き等	5月 開発許可(予定)	基盤施設工事・災害公営住宅建築等	住宅団地(防集) 住宅建設可能 災害公営住宅 順次入居
土地区画 整理事業	設計 手続き等	平成25年度春頃 事業認可(予定)	換地設計	基盤施設工事等 順次建築可能
		平成25年度後半 (仮換地指定)		

2. 志津川地区の課題について

2-1 高台の課題

- ◆造成残土が大量に発生する。また、残土を低地部の盛土等に活用する場合においても、暫定的な残土置き場を確保する必要がある。そして、残土の運搬ルートについても検討する必要がある。
- ◆高台移転に関する意向調査を平成24年5月及び7・8月に実施した結果、西地区及び中央地区は現計画で整備予定戸数が概ね収まるが、東地区は移転希望者が多いことから、区域の拡大を検討する必要がある。

2-2 土地区画整理事業の課題

- ◆国道、県道、河川等の複数の事業が行われることから、効率的な事業推進のための調整が必要である。
- ◆工事の早期着工及び全体の事業期間短縮を実現するため、地権者から起工承諾等を得る必要がある。
- ◆町が防集事業で買い取った土地の活用方法について検討していく必要がある。

2-3 公園整備の課題

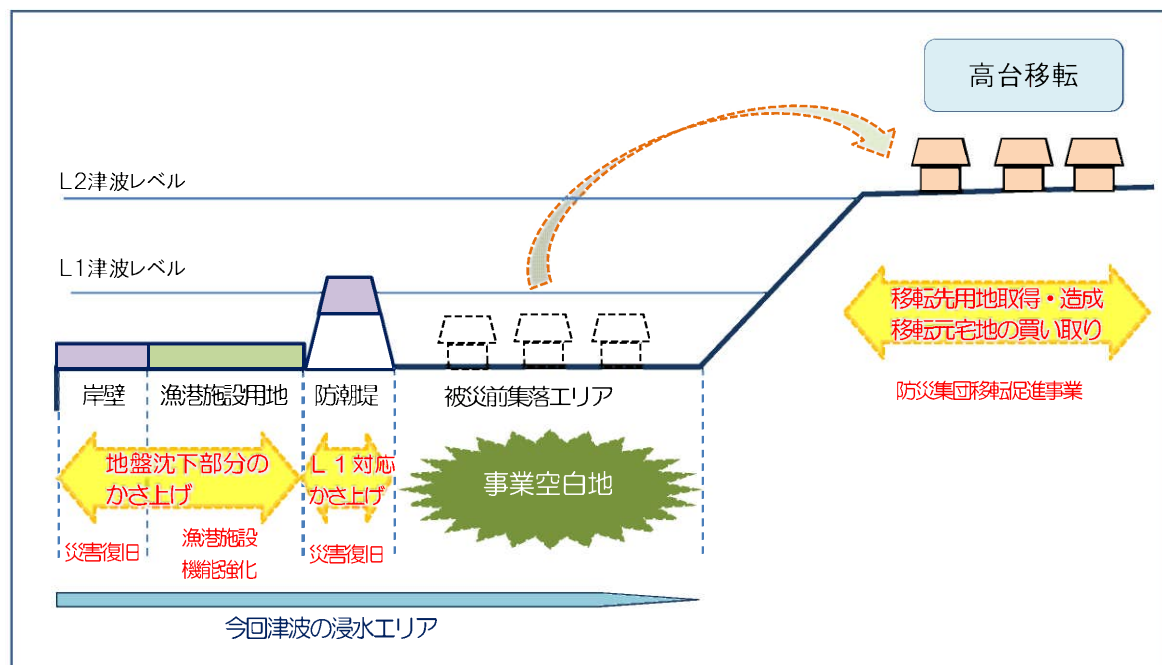
- ◆国、県をはじめとする関係機関と協議した結果、予定区域全域(約24ha)を復興交付金を活用した公園として整備することは、広大な面積の必要性や町負担となる膨大な維持管理費等の課題も多いため、公園計画の見直しに着手中。
- ◆国の基準(補助採択要件)に「防災機能(津波被害を軽減する機能等)を備えた公園」とあるため、基準を満たす適正な規模、機能を持った公園計画を策定するとともに予定区域内の公園以外の公園利用について(公園的土地利用)、土地利用方針、事業手法等を検討する必要がある。

② 町全域の被災集落の移転跡地利用計画に対する考え方について

漁港付近の23地区の集落 ⇒ 津波による壊滅的な被害



住まいの高台移転



被災前集落エリア → 事業空白地となっている

… 浸水エリアにあり、災害危険区域とするため住居以外の活用となるが、高台移転で買い取った宅地も公共用地として点在することになり、跡地活用が未定となっている。

職・住の分離 → ライフスタイルの見直し

… 高台移転により、漁業従事者は高台から港へと移動しての作業となる。これまで自宅近くにあった漁具倉庫などは、高台には十分な面積がなく、漁港の近くに整備するなど、ライフスタイルの変化が必要となる。



被災集落の住民の意向確認・調査

事業空白地となっている被災地区23地区の跡地利用を検討

「被災集落等再生基本計画」の策定

○ 低地部活用のマスタープラン(再生基本計画)

～ 被災集落全体の再生の方向性と各被災集落の再生プランを作成

① 産業の再生

- ・ 漁港周辺の漁具倉庫、共同利用加工場などの利用
- ・ 農地の有効利用、観光面での活用、町有地の有効活用

② コミュニティの維持

- ・ 伝統や風習を大事にした集いの場の再生

③ 災害に強い海辺のまちづくり

- ・ 漁港・漁港周辺の安全性確保、避難路や避難場所の確保

○ 具体的な事業プラン(低地利活用計画)

～ 再生プランのうち漁業集落防災機能強化事業に対応した計画を作成

① 衛生管理施設

- ・ 漁業集落排水施設、水産飲雑用水施設等の整備・用地整備

② 防災関連施設

- ・ 漁業集落道、防災安全施設、緑地・広場施設等の整備

低地利活用イメージ例

